

65 学生生徒児童中華民国への旅行に関する件について公私

立大学等へ通牒に付陸海軍次官等へ通知

〔昭和十五年六月〕

(注記1)  
 発文五七号 裁 六月三日 文書課長 (有原) 送 6月5日 起案者 (荻原)

昭和十五年〔五〕〔六〕月一日起案

文書課長 (宮崎)

次官 (赤間)

案

年月日

文部次官

(加筆) 〔内務次官〕

陸軍次官

海軍次官

外務次官

拓務次官

興亜院総務長官

(加筆) 〔対満事務局次長〕

宛

(下 礼)

学生生徒児童ノ中華民国、満洲国へノ旅行ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ本月九日別紙ノ通(地方長官直轄)学校長等へ通牒致置(キ)夕

ルニ付御参考マデニ及御通知

備考 別紙写添付ノコト

(注記5)

発文五七号 裁 5月10日 文書課長 (有原) 送 5月10日 起案者 (羽田)

昭和十五年五月八日起案

文書課長 (宮崎)

次官 (赤間)

大臣 了 秘書課長 (田中)

専門学務局長 (本井)

普通学務局長後伺 (関口)

実業学務局長 (伊藤)

社会教育局長 (田中)

教学局長官 (朝比奈)

伺

学生生徒児童〔加筆〕中華民国、満洲国へノ旅行ニ関スル件別紙ノ

通依命通牒相成可然哉

案

年月九日

文部次官

各地方長官〔加筆〕(47)直轄学校長〔加筆〕(14)公

私立〔加筆〕(7)大学、専門学校〔加筆〕(測候技術)

官養成所ヲ含ム〔加筆〕(14)高等学校長

宛

別紙 (抹消)

案

年月日

次官

各地方長官、直轄学校長  
公私立ノ大学、専門学校、高等学校長  
宛

学生生徒児童<sup>(加筆)</sup>〔<sup>(加筆)</sup>〕中華民國、滿洲国ヘノ旅行ニ関スル件

從來学生生徒児童ノ外国旅行ニ関シテハ昭和六年十二月七日發

專一七二号「学生生徒児童ノ外国旅行スル場合ノ企画大要等報告方」ニ依リ処理相成リタルトコロ<sup>(加筆)</sup>〔本月七日〕閣議決定ノ趣旨

モ有之当分ノ間学生生徒児童ノ標記地方ヘノ旅行ハ其ノ学校ノ行事タルト学校以外ノ主催スルモノタルトヲ問ハズ左記要項ニ依リ之ヲ禁止又ハ制限スルコトト致シタルニ付依命此段通牒ス

記

一、中華民國ヘノ旅行ハ興亜学生勤勞報國隊其ノ他特ニ文部省

ニ於テ計画スルモノ以外ハ之ヲ禁止ス

二、滿洲国ヘノ旅行ハ原則トシテ之ヲ差止ムルコトトシ特ニ左

記各号ノ總テニ該当スルモノニ限り詮議ノ上之ヲ許可スルコトアルベシ

イ、單ナル見学視察旅行ニアラズシテ実習、調査研究等ヲ具

体的ニ明示シ得ルモノナルコト

〔<sup>(加筆)</sup>〕ロ、経費、輸送、宿泊其ノ他旅行計画確立シ且実施上ノ手

配ニ付確實ナル見込アルモノナルコト

ハ、確實ナル監督者ニ引率セラレ規律アル統制行動ヲトルモ

ノナルコト

二、実施ニ付軍又ハ滿洲国ノ便宜供与ヲ要求セザルモノナル

コト

ホ、興亜学生勤勞報國隊及滿洲建設勤勞奉仕隊作業地方ヘノ

旅行ヲ計画ノ中ニ含マザルモノナルコト

三、前項ニ依ル旅行ハ切迫セザル時期ニ於テ其ノ目的、旅行先

及日程、学生生徒児童氏名、監督ノ方法、経費額及支弁方法、

授業上ノ關係等ノ詳細ヲ具シ許可ノ申請ヲナスベシ

〔<sup>(加筆)</sup>参照〕

学生生徒児童ノ外国旅行スル場合ノ企画大要等報告方

〔昭和六年十二月七日、直轄学校、公私立大学  
發專一七二号 専門学校、高等学校ヘ文部次官通牒〕

爾今学生生徒児童ニシテ修学、体育等ノ目的ヲ以テ外国ニ旅行スル者有之場合ハ学校ノ行事タル〔<sup>(加筆)</sup>〕学校以外ノ主催タルトヲ

不問予メ其ノ企画ノ大要〔目的、旅行先及日程、学生生徒児童

氏名、監督ノ方法、経〔<sup>(抹消)</sup>〕費額及支弁方法、授業上ノ關係等〕

ヲ又帰国後ハ其ノ情況ヲ其ノ都度遲滞ナク御報告相成度依命此

段通牒ス「尚修学旅行ニ関シテハ明治二十五年十月八日文部省訓令文部省直轄〔<sup>(加筆)</sup>〕学校生徒修学旅行ニ関スル手續ニ依リ処理

相成ルヘキモノニ付為念申添フ」

〔地方長官ヘハ別ニ通牒ス〕

〔注記1〕

〔至急〕

〔注記2〕

〔<sup>(加筆)</sup>〕

〔注記3〕

〔記録掛 15・9・10 受領〕

(注記 4)

「七」(簿冊内件名番号)

(注記 5)

「大至急」

(注記 6)

「15部増刷ノ」

(注記 7)

「5部」

(下札)

(中山)

④種別 よ一／聯繫 / 登録追加 / 件名 各地方庁等へ通牒

学生生徒児童中華民国、満洲国へノ旅行ニ関スル件／番号 發文

五七／結了年月日 昭一五 五 一〇／保存年限 ムキ／枚数

4

〔自昭11年至昭15年 学生生徒総規  
第5冊〕 文部省⑤ 3A.32—6.2454